

利用者への権利侵害事案⑤

身体 ・ **経済** ・ 心理 ・ 性的 ・ ネグレクト

【事案】

非常勤職員による利用者の預り金着服

【事案の概要】

同じグループホームに非常勤として勤務していた2名の生活支援員が、それぞれ預り金を着服した。一人は1年4カ月の間に利用者8人から約40万円、もう一人も5年2か月の間に利用者18人から約1,530万円の預り金を着服していた。

預り金着服の手口としては、

○利用者の銀行口座から現金をおろし、利用者に渡さなかったり、利用者の通院費や衣類等を購入した残額や利用者が必要としない物品を購入していた。

○利用者の勤務先から現金受け取りの給料等を利用者本人名義の口座に入金せずに着服した。着服したお金は自動車やバイクのローンなどの返済、生活費に充てていた。

当該職員らは、退職及び解雇となり、被害額は法人が立替返済している。

【事案発生に至った背景】

○職員教育に関する問題

法人として預り金等管理規則等は制定されていたが、定められた方法での管理がされていなかった。非常勤職員に対しては、十分な指導・研修を行うことができずに金銭の取り扱いを含む支援業務にあたらせていた。

○倫理観や理念の欠如

利用者の自己管理を認めながら「自己管理できる」利用者の判断基準が明確でなく、担当職員に任せられている状況にあった。

○虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ

事業所として利用者から現金を預かった際のチェック体制が弱かったこと、利用者が銀行に行けない等の理由により、職員が代行していたが、内部牽制機能が働いていなかった。

【再発防止への取り組み】

○利用者預り金を管理している全ての施設・事業所に対し、年2回事務指導を実施。

・事務指導の実施により、法令順守の意識を浸透させていく。

○監事による利用者預り金の監査を実施。

○「業務アドバイザー」として施設長経験者2名が巡回指導を実施。

・巡回指導の実施により、金銭を扱う業務指導を行うと同時に、チェック機能を働かせることができる。

○人材育成と再発防止の見直しのため、検討会を設置し、マニュアル等を整備。

・すでに定められている規則・要領による管理方法の検証を行い、金銭の取り扱い方法をどの職員でもできるように法人内で統一していく。